平成２４年（フ）第５６１号
新潟市江南区北山778番地
債務者　和田　光子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
新潟市中央区南長潟22番６号　アリス新潟第２―102号、前住所新潟市江南区茜ヶ丘14番17号　グランシャリオ201号
債務者　吉村　　聡（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
新潟市中央区上沼704番地２　プランタン石沢Ⅱ103号
債務者　細野　仁巳
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６８号
愛知県春日井市篠木町６丁目2492番地62
債務者　高橋商会こと　髙橋　福治
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
福岡県八女市矢部村矢部3987番地５　真弓尾団地10号
債務者　河野　龍次
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第４８号
大分市横田１丁目14番14号
債務者　真田あや子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７号
大分県別府市大字北石垣1010番地の７　井山アパート１階27号
債務者　江藤　俊輔
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
大分市萩原３丁目４番20号　クレアハイツ303
債務者　土田　航生
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
盛岡市東松園１丁目30番14―403号
債務者　藤倉　孝子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７０号
熊本市東区御領８丁目13番４号　サンハイツ石原102、前住所熊本県菊池郡大津町大字大津706番地
債務者　津川健志郎
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７８号
熊本県上益城郡御船町大字滝川1612番地
債務者　山下　春樹
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
広島県福山市新涯町２丁目20番24―304号、旧住所岡山県笠岡市笠岡598番地２　ス・ルポゼ201
債務者　内山　絢子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８９号
宮城県石巻市開北２丁目３番35号、前住所宮城県石巻市駅前北通り１丁目７番17号
債務者　亀山　秀幸
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１０９８号
大阪府高槻市大畑町２番７号
債務者　上田　　隆
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５１号
大阪府枚方市大峰元町２丁目36番１―309号
債務者　佐藤多佳子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８４号
大阪市淀川区塚本５丁目３番11―508号
債務者　廣道　　明
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８７号
大阪市東成区中道１丁目５番19号　長原サカエマンション４Ｄ号
債務者　福田　昭二
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部